

2015年度予算要求の回答書(その4)

2015年度(平成27年度)予算要求書の回答です。
今回は、1、医療・福祉の充実を(21)～(26)、2、少子化対策・子育て支援の充実を①、②です。

1、医療・福祉の充実を

(21) 障害者の自動車ガソリン助成事業・福祉タクシー事業については利用者の声をよく聞き、改善・拡大すること。

自動車ガソリン助成及び福祉タクシー事業につきましては、在宅の重度障がい者等の日常生活の利便と生活圏の拡大に寄与することを目的

として実施しており、
交付に当たりましては、自動車ガソリン購入券又は福祉タクシー利用券との選択制としております。



自動車ガソリン助成につきましては、県内の特例市及び近隣市においては、家族運転や自動車ガソリンの助成を行っていない市もある中、本市では、身体障害者手帳1、2級(視覚障がい、じん臓機能障がいの方は、3級まで)、知能指数35以下、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方を対象に実施しております。

事業の拡大につきましては、対象者が、年々増加している状況であることを踏まえ、大変難しいものと考えております。

(障がい福祉課)

(22) 生活保護の申請に関しては親身な相談を行い、申請しやすくすること。可能

4月の法律相談

4月28日(火) 13時

前日迄の連絡を!

な限り早期の支給を行うこと。また、扶養照会については慎重かつ適正な対応をすること。

生活保護の相談につきましては、相談者の立場

を踏まえ、生活状況や健康状況等を十分にお聞きした上で、「生活保護のしおり」を手渡し、生活保護制度の説明を行っております。

しかしながら、相談内容には様々なケースがあり、資産の活用や、親族による金銭的援助、他の制度等の活用など、生計が維持できると判断した場合には、生活保護法第4条の規定に基づき、それらの活用を優先的に行っていただくようお願いする場合もございます。

また、相談者が生活保護の申請意思を示された場合には、申請権を侵害することのないよう申請書等の関係書類を交付し、申請を受けるとともに、相談室の机の上に申請書等の関係書類を置き、相談者が自由に手にすることができるよう配慮しております。(生活福祉課)

さらに、生活保護の開始及び決定につきましては、法定期限にかかわらず、早期に生活保護費が支給できるよう迅速な処理に努めるとともに、保護申請時の扶養照会につきましては、申請者から十分な聴き取りを行い、扶養の可能性を確認した上で、申請者の不安にも考慮し、実施しております。

なお、扶養照会書につきましては、可能な限り扶養義務者に誤解や不快感等を与えることがないよう、昨年度において、通知等の内容を検討・見直ししたところです。(生活福祉課)

(23) 生活保護受給者の生活実態の把握や相

談を充実するために、人員の配置を拡充すること。

生活保護受給者の生活実態等の把握のため、社会福祉法において、生活保護受給世帯80世帯に対し、現業員(ケースワーカー)の配置数を1人と定めております。

本市におきましても、法律の規定に則り、現業員の適正な配置に努めているところとす。

また、生活保護受給者以外の相談につきましては、現業員の負担を軽減するため、相談員を別途1人配置し、対応しております。(生活福祉課、行政経営課)

(24) 生活困窮者自立支援制度については実態を把握し、状況に応じ他制度への紹介をすること。

生活困窮者自立支援制度につきましては、関係各課及び民生委員等の関係機関とのネットワークづくりを始め、必要に応じて自宅訪問するなどのアウトリーチを行い、実態の把握に努めてまいります。

また、自立相談支援に当たっては、生活困窮者の状況・課題を把握した上で、その方に合った各種制度を紹介し、支援を行ってまいります。(福祉総務課)

(25) 高齢者支援事業については、各事業の対象世帯の拡大を図ること。

高齢者福祉サービス事業の対象者につきましては、サービスを必要とする方の状況に応じて提供をしております。各事業の対象世帯につきましては、今後の高齢社会を考える中で適宜検討してまいります。(高齢福祉課)

(26) 若年層を含めた精神障害者のためのグループホームの設置を推進すること。

グループホームにつきましては、障害

くぎまる久子さんと みんなで話す会

4月22日(火) 14時

毛利台老人憩の家

皆さんが日ごろ感じていることを何でも出し合い、みんなで元気の出るお話をしませんか。少しだけ厚木市議会の様子も話します。

福祉サービスを提供する事業者が、県の認可を受けて設置・運営しており、本年度におきましても、精神障害者用グループホームが1棟設置されております。

今後も引き続き、事業者に対する適切な情報提供を行い、地域バランスを考慮したグループホーム事業への新規参入を促進してまいります。(障がい福祉課)

2. 少子化対策・子育て支援の充実を

① こども医療費助成制度を、国の制度とするよう引き続き国に要求すること。

子ども医療費助成制度が国の制度として施行されるよう、今後も引き続き、国に対して要望してまいります。

(こども家庭課)

② 県に対し、小児医療費助成制度の補助率の引き上げ、一部負担金の廃止を引き続き要求すること。小児医療費助成制度を、国の制度とするよう引き続き国に要求すること。

小児医療費助成制度の補助率引き上げ及び同制度を国の制度として施行されるよう、今後も引き続き、国・県に要望してまいります。(こども家庭課)